

令和7年第1回玉野市教育委員会 会議録

I 期 日

令和7年1月22日（水）

II 会議時間

開会時間：14時00分

閉会時間：14時35分

III 出席委員

教育長 多田 一也

教育長職務代理者 二宮 崇

委員 三宅 英次

委員 横山 純子

委員 小野 文子

IV 欠席委員

V 説明のため出席した職員

教育次長 小崎 隆

教育総務課長 琵琶 学

学校教育課長 的場 佳代

就学前教育課長 片山 琢巳

社会教育課長 寶藏 光辰

（書記）清山 智保

VI 会議内容

1 開 会

2 前回会議録の承認

（1）令和6年第18回教育委員会会議（令和6年12月25日）の議決事項等について

教育長の報告：寄附について 他1件

議 事：なし

協 議：なし

報 告：大崎小学校と八浜小学校の統合再編に関する陳情について（計8件）

他2件

（承認）

3 教育長の報告

（1）要望書の提出について

（多田教育長） 前回の教育委員会でも報告したが、「玉野の教育を考える会」から適正規模・適正配置計画を慎重に進めるよう求める要望書が提出されているが、1月17日に追加の署名が提出されたので報告する。前回は3,732筆、追加分423筆、合わせて4,155筆の署名が市長及び教育長、市議会議長あてに提出された。

4 議 事

(1) 議案第1号 玉野市スクールバスの運行及び利用等に関する要綱の制定について

- (教育総務課長) 資料により説明
- (三宅委員) 第8条第1項第4号の「利用児童生徒が死亡したとき」という表現が、直接表現で違和感がある。例えば、「その他の理由で利用ができなくなったとき」くらいに修正できないか。また、第10条の遵守事項というのは、作成できているのか。
- (教育総務課長) 第4号の「利用児童生徒が死亡したとき」は削除して、第2号の部分の表現を検討したい。遵守事項については、12月に保護者説明会を開催し、マニュアルを配布したところである。保護者向けと児童向けの両方を作成している。
- (横山委員) 第6条の利用の手続きについて、「届出制」となっているが、「利用承認の可否を決定する」となっているところに齟齬あるように感じる。あくまでも利用要件を満たすかどうかの審査はあるのではないか。実態としては、乗れないケースもあると思う。「利用承認届出書」という表現より、「利用承認申請書」がよいのではないか。あくまでも条件を満たした人を乗せるのであれば、「申請制」になるのではないか。
- (教育総務課長) 総務課とも協議したいので、次回の会議に改めて提案させてもらいたい。
- (多田教育長) 本件を継続審議の扱いとする。

5 協 議 なし

6 報 告 なし

次回、教育委員会定例会は令和7年2月5日(水)14:00から開催するので参集願う。以上で、令和7年第1回教育委員会を閉会する。

会議録調整者 書記 清山 智保

会議録署名委員 教育長 多田 一也

教育長職務代理人 二宮 崇